

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、竹富町議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象及び議員の責務)

第2条 政務活動費は、議員に対して交付するものとし、議員は、自らの責任において交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その用途を明確にすることにより、町民に対する説明責任を果たさなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第3条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報・広聴、陳情要請、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

(交付の額及び方法)

第4条 政務活動費の額は、月の初日に議員の職にある場合につき月額3万円を基礎とし、4月1日から翌年の3月31日までを範囲として算定した額を上限とする。この場合において、年度の途中に議員でなくなった者については、当該議員でなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までを範囲として算定するものとする。

2 政務活動費は、前項に規定する期間を3月ごとに区分した期間（以下「四半期」という。）ごとに交付することができるものとする。

(交付申請)

第5条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度4月15日（その日が竹富町の休日を定める条例（平成3年条例第15号）に規定する町の休日に当たるときは、その翌日）までに、議長（申請者が議長の場合にあっては、副議長。次項において同じ。）を経由して町長に申請しなければならない。

2 年度の途中に議員となった者が政務活動費の交付を受けようとする場合は、前項の規定にかかわらず、速やかに議長を経由して町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合には、政務活動費の交付を決定し、当該議員に通知するものとする。

(収支報告)

第7条 前条の規定により政務活動費の交付決定を受けた議員（次項において「交付決定を受けた議員」という。）は、各四半期の末日の属する月の翌月10日（その日が竹富町の休日を定める条例に規定する町の休日に当たるときは、その翌日）までに、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に領収書又はこれに準ずる書類を添付して、議長（提出者が議長の場合にあっては、副議長。第3項において同じ。）に提出しなければならない。

2 交付決定を受けた議員が、議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該議員でなくなった日から10日以内に収支報告書を提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要があると認めるときは調査等を行い、必要に応じて修正を求めるとともに、当該収支報告書の写しを町長に送付しなければならない。

(交付の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定により収支報告書の写しの送付を受けたときは、交付すべき政務活動費の額を確定し、当該議員に通知しなければならない。

(交付の請求及び支払)

第9条 前条の規定により政務活動費の額の確定通知を受けた議員は、遅滞なく、町長に当該政務活動費の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により議員から交付請求のあった日から30日以内に政務活動費を支払うものとする。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第10条 第7条第2項の場合において、当該議員が第4条第1項に規定する政務活動費の額を超えて交付を受けていたときは、当該超過した額を速やかに返還しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 議長（第5条の規定による申請者が議長の場合にあっては、副議長）は、偽りその他不正の手段により政務活動費の交付を受けたと認めるときその他この条例及び関係規則に違反したと認めるときは、その旨を町長に報告するものとする。

2 町長は、前項の規定による報告があったときは、政務活動費の交付の決定を取り消し、又は変更し、当該取消し又は変更に係る部分に関し既に政務活

動費が交付されているときは、当該議員に対し期間を定めてその返還を命ずるものとする。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第12条 議長は、第7条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書について、第4条第1項に規定する期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次に掲げる者は、議長に対し、収支報告書の閲覧を請求することができる。

（1）町内に住所を有する者

（2）町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和7年度に限り6月30日までとする。

別表（第3条関係）

経費	内容	主な例
調 査 研 究 費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費	資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費	1 会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等 2 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
広 報 ・ 広聴費	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費	広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等
要 請 陳	議員が行う要請陳情活動、住民相談	資料印刷費、文書通信

情 等 活 動 費	等の活動に要する経費	費、交通費、宿泊費等
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	1 会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等 2 会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
資 料 作 成 費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費	印刷・製本代、委託費、原稿料等
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所の賃借料、管理運営費等
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、社会保険料、賃金等